

令和4年1月22日

投票用紙の交付誤りについて

1. 概要

久留米市長選挙及び久留米市議会議員補欠選挙の期日前投票所において、投票に来られた選挙人7名に対して、投票用紙の交付誤りが発生しました。

2. 発生日時

令和4年1月22日（土）午前8時35分頃

3. 場所

久留米市北野総合支所本館1階101会議室 期日前投票所

4. 経緯

久留米市長選挙に「白色」の投票用紙を、久留米市議会議員補欠選挙に「クリーム色」の投票用紙を交付すべきところを、誤って逆に交付。6人目の選挙人に対して代理投票をしている職員が、市議補選の投票用紙を投函した直後にミスに気づき、交付誤りが発覚した。

なお、7人目の選挙人はすでに投票用紙を投函した後だった。

5. 原因

選挙管理委員会事務局職員が、投票用紙の自動交付機に、投票用紙をセットする際に、市長選（白色）と市議補選（クリーム色）の投票用紙を逆にセットしたことによるもの。

6. 投票の取り扱い

一人一票の原則（公職選挙法第36条）により、投票用紙の交付ミスがあったとしても、再度、投票用紙を交付することができません。

7. 今後の対応について

投票された方に謝罪及び説明を行うとともに、再発防止に向け、選挙管理委員会事務局員のほか、当日の投票事務従事者に対しても指導・注意喚起を行い、適正な投票事務の徹底を図ってまいります。